

公立大学法人横浜市立大学エクステンション講座の受講料に関する規程

制 定 平成27年4月1日規程第210号
最近改正 令和6年3月16日規程第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人横浜市立大学が実施するエクステンション講座(以下「講座」という。)受講料の額及びその徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(受講料の額)

第2条 1回の講座は90分を基本とし、下限を60分、上限を120分とする。なお、その受講料の額は、別表のとおりとする。

2 受講料を無料とすることができる者は、公立大学法人横浜市立大学エクステンション講座の受講料に関する要綱(以下「要綱」という。)に定める。

3 受講料を減額することができる者は、要綱に定める。

4 受講料を減額もしくは無料とすることができる講座は、要綱に定める。

(受講料の徴収等)

第3条 受講料は、講座申込みを受理した後又は受講者を決定した後に徴収するものとする。

2 既納の受講料は、原則として返還しない。ただし、要綱に定める場合は、この限りではない。

3 複数回により構成される講座のうち、受講者が希望する一部講義分のみの料金での受講は認めないこととする。

(補足)

第4条 この規程に定める以外の受講料に関し必要な事項は、要綱に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年9月20日から施行する。

附 則(令和6年規程第3号)

この規程は、令和6年3月16日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表（第2条）

①区分（アドバンスト・語学講座）				②区分（教養講座）			
開催回数	受講料			開催回数	受講料		
	60分	90分	120分		60分	90分	120分
1	2,000円	2,400円	2,800円	1	1,400円	2,000円	2,600円
2	4,000円	4,800円	5,600円	2	2,800円	4,000円	5,200円
3	6,000円	7,200円	8,400円	3	4,200円	6,000円	7,800円
4	8,000円	9,600円	11,200円	4	5,600円	8,000円	10,400円
5	10,000円	12,000円	14,000円	5	7,000円	10,000円	13,000円
6	12,000円	14,400円	16,800円	6	8,400円	12,000円	15,600円
7	14,000円	16,800円	19,600円	7	9,800円	14,000円	18,200円
8	16,000円	19,200円	22,400円	8	11,200円	16,000円	20,800円
9	18,000円	21,600円	25,200円	9	12,600円	18,000円	23,400円
10	20,000円	24,000円	28,000円	10	14,000円	20,000円	26,000円
11	22,000円	26,400円	30,800円	11	15,400円	22,000円	28,600円
12	24,000円	28,800円	33,600円	12	16,800円	24,000円	31,200円

※料金表に表記した回数を超える場合は、開催回数に応じて1回あたりの受講料を加算した金額とする。